

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	1
2 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	6
4 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	7
5 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	8
6 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表 ..	10

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>c 最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等及び中間財務諸表等</p> <p>a (略)</p> <p>b 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の「適正」である旨又は「有用な情報を表示している」旨の総合意見が表明されていること。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>c 前bに掲げる監査報告書のうち最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるもの並びに前bに掲げる中間監査報告書について、除外事項が付されていないこと。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に
営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上
場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 「上場申請のための有価証券報告書」に
添付される監査報告書(最近 1 年間に終了
する事業年度及び連結会計年度の財務諸表
等に添付されるものを除く。)において、
公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除
外事項を付した限定付適正意見」が記載さ
れていること。ただし、本所が適当と認め
る場合はこの限りでない。

b 最近 1 年間に終了する事業年度及び連結
会計年度の財務諸表等に添付される監査報
告書並びに最近 1 年間に終了する事業年度
における中間会計期間及び連結会計年度に
おける中間連結会計期間の中間財務諸表等
に添付される中間監査報告書において、公
認会計士等の「無限定適正意見」又は「中
間財務諸表等が有用な情報を表示している
旨の意見」が記載されていること。ただし、
当取引所が適当と認める場合は、この限り
でない。

c (略)

(6) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行
し、平成 1 5 年 3 月 1 日以後終了する事業年度及
び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成 1 5
年 3 月 1 日後開始する中間会計期間及び中間連結
会計期間に係る中間監査報告書について適用し、
平成 1 5 年 3 月 1 日前に終了する事業年度及び連

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に
営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上
場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 「上場申請のための有価証券報告書」に
添付される監査報告書及び中間監査報告書
において、公認会計士等の「適正」である
旨又は「有用な情報を表示している」旨の
総合意見が表明されていること。ただし、
本所が適当と認める場合はこの限りでな
い。

(新設)

b (略)

(6) (略)

2 (略)

結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～af (略)</p> <p><u>ag 財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。</u></p> <p><u>ah aから前agまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～u (略)</p> <p><u>v 財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付意見」が記載されることとなったこと。</u></p> <p><u>w aから前vまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～af (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ag aから前afまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～u (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>v aから前uまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p>

(3) ・ (4) (略)

2 ~ 9 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号 a から a h までに掲げる事項

(2) ~ (1 3) (略)

2 ・ 3 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 5 年 3 月 1 日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等及び監査報告書並びに平成 1 5 年 3 月 1 日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等及び中間監査報告書について適用する。

(3) ・ (4) (略)

2 ~ 9 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号 a から a g までに掲げる事項

(2) ~ (1 3) (略)

2 ・ 3 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「<u>不適正意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨(本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が、中間監査報告書については「<u>中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見</u>」又は「<u>意見の表明をしない</u>」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合</p> <p>(12) ~ (16) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等 次のa又はbに該当する場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「<u>不適正</u>」である旨又は「<u>意見差し控え</u>」(本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)である旨の総合意見が、中間監査報告書については「<u>有用な情報を表示していない</u>」旨又は「<u>意見差し控え</u>」である旨の総合意見が表明され、かつ、その影響が重大であると本所が認めた場合</p> <p>(12) ~ (16) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係 (1)・(2) (略) (3) 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、<u>会社の会計組織、経理規程、原価計算制度、内部統制組織、内部監査組織、連結財務諸表作成のための体制とその運用及び連結財務諸表の作成に関する経理規程並びに連結子会社及び持分法適用会社の経理規程の整備状況等に関する公認会計士又は監査法人による評価について記載した書面を添付するものとする。</u> (4) 「監査概要書」又は「中間監査概要書」は、前6.(2)の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査概要書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>7. 第3条（新規上場申請手続）第8項関係 (1)・(2) (略) (3) 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載する新規上場申請者の上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関する「監査概要書」には、<u>監査証明府令第5条第2項に規定する「第1号様式」(記載上の注意)(1)cの(b)及びdの(b)に掲げる事項を追加するものとする。</u> (4) 「監査概要書」又は「中間監査概要書」は、前6.(2)の規定により財務諸表等又は中間財務諸表等に対する監査報告書又は中間監査報告書の写しを提出した場合には、既に内閣総理大臣等に提出した当該監査又は中間監査に関する監査概要書又は中間監査概要書の写しで足りるものとする。<u>この場合において、上場申請日の直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に関するものについては、前(3)に規定する事項を記載した書面を当該写しに添付するものとする。</u></p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 財務諸表等及び中間財務諸表等 a・b (略) c <u>第7号bに規定する「本所が適当と認める場合」には、次の(a)又は(b)に定める場合を含むものとする。</u> <u>(a) 監査報告書において、公認会計士等の「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるとき。</u> <u>(b) 監査報告書において、公認会計士等の「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が継続企業の前提に関する事由によるものであるとき。</u> d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、<u>監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)</u>又は<u>中間監査報告書において、継続企業の前提に関する事項を除外事項若しくは理由として、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」が記載されていない場合をいうものとする。</u> e～g (略) (8)～(10) (略)</p>	<p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)～(6) (略) (7) 財務諸表等及び中間財務諸表等 a・b (略) c <u>第7号bに規定する「本所が適当と認める場合」には、監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)</u>において、<u>公認会計士等の意見を差し控える旨が記載されている場合であって、当該記載の理由が天災地変等、新規上場申請者の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを含むものとする。</u> d 第7号cに規定する「本所が適当と認める場合」とは、<u>財務諸表等の項目が当該財務諸表等に係る事業年度又は連結会計年度の直前事業年度又は直前連結会計年度と同一の基準により処理されていない場合であって、その基準の変更が、法令等の改正に伴うものであるとき又は新規上場申請者の内部若しくは外部の環境の変化に伴うものであると認められるときをいうものとする。</u> e～g (略) (8)～(10) (略)</p>

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 2.(7)cの規定は、第5号aの場合
に準用する。

b 2.(7)dの規定は、第5号bの場合
に準用する。

c 2.(7)a及びbの規定は、第5号c
の場合に準用する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間監査報告書について適用し、平成15年3月1日前に終了する事業年度及び連結会計年度に係るもの並びに平成15年3月1日以前に開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1)~(5) (略)

(6) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a 2.(7)cの規定は、第4号aの場合
に準用する。

(新設)

b 2.(7)a及びbの規定は、第4号b
の場合に準用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r dの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第2号<u>w</u>に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c (略) (4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）第1項関係 (1)・(2) (略) (3) 上場会社が親会社等（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。）及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q - B o a r dの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権（株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。）の過半数を保有している会社（当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。以下同じ。）を有している場合は、第2号<u>u</u>に掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。 a ~ c (略) (4) (略)</p>